

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1364号)

平成28年12月7日

横情審答申第1364号

平成28年12月 7 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年5月11日建建安第127号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建築相談票（平成18年8月23日）」の一部開示決定に対する審査請求に
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築相談票（平成18年 8 月23日）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建築相談票（平成18年 8 月23日）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年 4 月 7 日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項第 2 号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求文書は、平成18年 8 月23日に特定の相談者より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、平成18年 9 月12日の調査結果が記されている。
- (2) 本件請求文書のうち、個人の名前、所在地、案内図、建築基準法道路種別の地図、確認番号、個人印の印影、住所及び付近見取図については、個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を特定することができる情報であることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号の規定に該当し非開示と判断した。また、本件請求文書に係る非開示部分は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人（以下「請求人」という。）が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求文書の全部を速やかに開示するよう求める。
- (2) 本件請求文書は、裁判所及び実施機関の関係部署において既に公にされている情報であるため、開示すべきである。実施機関は、本件請求文書を偽造、ねつ造していると考えている。
- (3) 請求人は、細やかで詳細に流れを弁じ判りやすく開示請求を行っている。

- (4) 請求人は、請求人自身が提出した開示請求に係る情報について全て開示されるべきと考えている。
- (5) 実施機関からの弁明書に記載されている内容については、建築相談であることを確認しておらず、資料調査及び現地調査も行っておらず、写真の撮影も行っておらず、かつ、業務遂行を怠ったにも関わらず、内容を読み取れないように黒塗りを施し、隠ぺいをしていると考えている。
- (6) 黒塗りを施された文書で開示をされたことから、請求人は文書の受け取りを拒否している。

5 審査会の判断

(1) 建築相談に係る事務について

横浜市では、市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしている。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（以下「建築安全課」という。）へ提供し、相談案件を引き継ぎ、建築安全課では初期指導を行っている。

なお、平成18年当時は、相談があった建築物及び敷地について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築安全課）が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

(2) 本件請求文書について

本件請求文書は、平成18年8月23日に特定の相談者より旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、平成18年9月12日の調査結果が記載されている。

(3) 本件請求文書の作成状況について

本件請求文書の作成状況について、平成28年10月14日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア 請求人は実施機関に対し、開示された文書は偽造やねつ造であると主張しているが、そのような事実はない。

イ 実施機関が黒く塗抹し非開示とした部分については、条例に基づき開示、非開

示等を判断した結果、非開示情報に該当するとした部分である。

(4) 条例第3条並びに第7条第1項及び第2項における実施機関の責務について

請求人からの、請求人自身が提出した開示請求に係る情報については全て開示されるべきという主張に関して、条例第3条並びに条例第7条第1項及び第2項の該当性について、次のとおり検討する。

ア 条例第3条は、「実施機関は、この条例の定めるところにより、当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定している。

さらに、当該条文における「個人に関する情報」については、条例第7条第2項で規定され、同条同項各号に、個別に非開示として保護すべき情報について規定している。

イ 一方で、本件請求文書は旭区白根の建築物についての調査結果等を記した文書であって請求人が提出した開示請求に係る情報とはいえないが、請求人は自身が提出した開示請求に係る情報について全て開示されるべきと主張している。

しかし、前記アで示したとおり、条例の趣旨は実施機関の保有する情報の積極的な公開と個人に関する情報の保護についての配慮を実施機関に求めるものであり、請求人自身が提出した開示請求に係る情報は全て開示されるべきという主張は認められない。

(5) 条例第7条第2項第2号の該当性について

次に、実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした部分について、検討する。

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして、非開示情報として黒く

塗抹している部分について、当審査会が見分したところ、次のとおりであった。

- (ア) これらの実施機関が非開示とした部分のうち、個人の名前、所在地、案内図、建築基準法道路種別の地図、個人印の印影、住所及び付近見取図については、具体的な氏名、番地等を含む内容であり、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文前段に該当する。
- (イ) また、非開示とした部分のうち、確認番号については、実施機関において当該相談案件を特定するために建築計画概要書に付された年度ごと、住所の区ごとの番号であり、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、一般に入手可能な他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであり、本号本文前段に該当する。

ウ 請求人は、本件請求文書について、裁判所及び実施機関の関係部署において既に公にされている情報であるため、開示すべきであるとも主張しているため、条例第7条第2項第2号ただし書の該当性について、次に検討する。

請求人は、既に公にされている情報であるため開示すべきであると主張しているが、当審査会における先例答申第1356号（平成28年11月9日）で示すとおり、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴訟記録の閲覧制度が設けられていること等をもって、条例第7条第2項第2号ただし書アに定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとはいえず、本号ただし書アには該当せず、その主張は認められない。

なお、請求人から明確な主張はないが、本件において非開示とした部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とはいえず、本号ただし書イには該当しない。また、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分でもないことから、本号ただし書ウにも該当しない。

エ 前記イ(ア)及び(イ)において説明のあったとおり、これらの部分について実施機関が黒く塗抹した理由は、条例第7条第2項第2号に規定する非開示情報に該当するためである。そのため、資料調査等を行っておらず、かつ、業務遂行を怠ったにも関わらず、内容を読み取れないように黒塗りを施し、隠ぺいをしているという請求人の主張は認められない。

また、条例に基づき開示、非開示を判断し、非開示情報について黒く塗抹しているという実施機関の事務説明からは、偽造やねつ造の事実を疑わせる事情は認められなかった。

オ したがって、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するとして、実施機関が当該部分を非開示とした判断は、是認できる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求文書を条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年5月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年5月19日 (第196回第三部会) 平成28年5月26日 (第290回第一部会) 平成28年5月27日 (第293回第二部会)	・諮問の報告
平成28年6月7日	・実施機関から弁明書(追加)の写しを受理
平成28年6月13日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年8月26日 (第298回第二部会)	・審議
平成28年9月9日 (第299回第二部会)	・審議
平成28年9月23日 (第300回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成28年10月14日 (第301回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・審議
平成28年11月9日 (第303回第二部会)	・審議